

## 規制の整合化等に向けた検討について

平成27年12月17日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
ガス安全室

## 1. 既存規制の見直し（規制・制度間の整合化等）について

ガス事業法や液化石油ガス法などは、同じガス体エネルギーに係る法律であり、想定する事業形態の中には一定の類似性を有しているものの、保安確保に関する制度体系が根本的に異なることから、技術基準や保安業務等の保安規制の面において様々な相違点が存在する。

しかしながら、ガス事業法と液化石油ガス法においてはボンベやバルク貯槽等のガス工作物、瞬間湯沸器といった消費機器等の中には適用法令に関係なく同一仕様の設備・機器が、そのまま使用されている例が少なからずある。

そのため、技術基準等の保安規制のうち技術的に同じ評価が可能なものに関しては、可能な限り整合化を図ることが重要である。そこで、法律の改正に及ばない範囲（規則、告示等）で制度を見直すことを前提に、規制・制度間の整合化に可能な限り取り組むこととする。

## 2. 保安規制の比較検討調査等の実施状況

第11回の本委員会においては、消費機器・内管の調査・検査等の頻度<sup>(※1)</sup>を原則「4年に1回以上」、周知の頻度に関しても「2年に1回以上」と液化石油ガス法に定める頻度と整合させることが確認された。

同小委員会では、その他の規制・制度に関しても、液化石油ガス法・高圧ガス保安法の方野において、類似性を有する規制事項を抽出・整理し、整合化の可能性について比較検討調査を行うこととしている。

(※1) 現在、ガス事業法では、消費機器・内管の調査・検査の頻度は原則「40月に1回以上」、周知の頻度は「3年度ごとに1回以上」行うこととしている。

そこで、今回、以下の検討項目を抽出・整理し、規制の整合化等に向けた検討を行うこととする。

### (1) 対象物を有効に保護するための措置

#### ① 概要

ガス事業法では、ガス工作物に関し、その外面から保安物件（学校、病院等）に対し、距離を確保することを求めている（ガス工作物の技術上の基準を定める省令（以下「技省令」という。）第6条第2項）。また、当該距離の短縮要件として、「厚さ12センチメートル以上、高さ1.8メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁」を定めている（ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示第4条）。

同様に、液化石油ガス法においても、供給設備等から保安物件に対し距離を確保することを定めるとともに、当該距離の短縮要件として「厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁」の措置を定めている（液化石油ガス法施行規則第14条第3号等）。

さらに、液化石油ガス法においては、当該障壁の構造の具体的な内容について、例示基準として、「対象物を有効に保護できるものであること」を規定し、解釈を明確化している。他方、ガス事業法においては、ガス工作物技術基準の解釈例（以下「解釈例」という。）において規定がなく、当該障壁の構造の具体的な内容について明確化していない。

## ② 今後の方向性

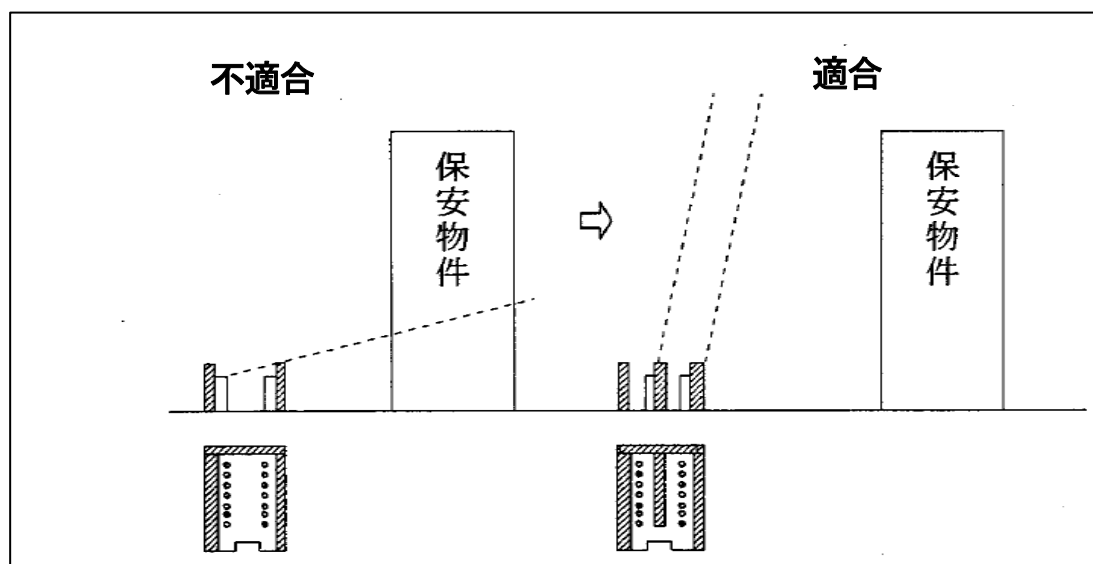
保安物件に対する離隔距離を確保する目的は、ガス工作物が爆発等により保安物件に与える影響を及ぼさないようにするためである。そのため、ガス事業法においても、液化石油ガス法と同様に、当該距離を確保できない場合に設ける障壁に対し、「保安物件を有効に保護」する役割を求めることが、保安上必要であると考えられる。

このことから、ガス事業法における障壁についても、解釈例において「対象物を有効に保護できるものであること」を明確化し、液化石油ガス法と整合化することとしてはどうか。

なお、現在液化石油ガス法については、「対象物を有効に保護できる障壁」の具体的基準として、「液化石油ガス法Q&A集」において「斜角規制」を示している。そこで、ガス事業法においても、液化石油ガス法と整合的な運用としてはどうか。

ただし、現行の特定製造所においては、「対象物を有効に保護できる障壁」を求める解釈を明確化していないことから、こうした斜角を設けていない場合が多い。仮に、既存設備にまで改修を求めた場合には、ボンベ庫の建替えや需要家へのガス供給の停止など、事業継続性に支障が生じるおそれがある。そのため、現在のガス事業者において、特段の事故が生じていない実態を鑑み、既存設備までは対象とはせず、今後新設する設備に関して適用することとしてはどうか。

<参考1> 「斜角規制」の内容（「液化石油ガス法Q&A集」 p 49）



なお、液化石油ガス法において、障壁に対して「斜角規制」を定めている趣旨としては、ボンベが爆発した際の飛散物から、保安物件を有効に保護することにある。他方、飛散物から保安物件を有効に保護する方法としては、「エキスパンドメタル」をボンベ庫の屋根に設置する方法も考えられる。

現に、都道府県の中には「対象物を有効に保護できる障壁」として、斜角規制のほかに

「エキスパンドメタルを天井全面に張る方法」によることができることを明確化しているところもあり、それによって保安上の問題は特段生じていない。また、エキスパンドメタルが容器置場内の飛散防止に有効な手段であることは、過去のシミュレーション解析においても確認されている。

次回の液化石油ガス小委員会においては、こうしたことを踏まえ、「対象物を有効に保護できる障壁」の具体的基準として、斜角規制のほかに「J I S G 3351 (1987) エキスパンドメタルに定めるXG22 又はこれと同等以上のものを天井全面に張る方法」を認めることについて、検討を行うことを予定している。

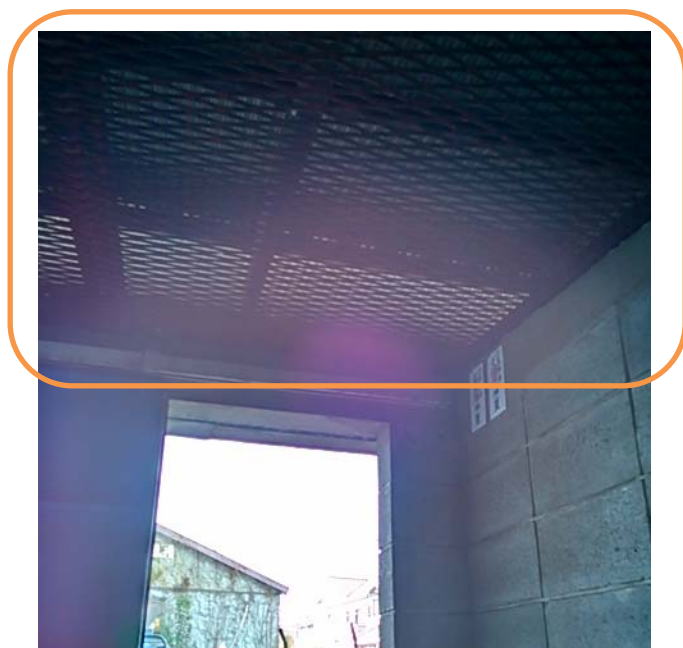
そこで、同小委員会において、仮に液化石油ガス法における「対象物を有効に保護できる障壁」として当該措置を認めた場合には、ガス事業法においても同様に当該措置を認め、統合的な運用を行うこととしてはどうか。

#### <参考2>エキスパンドメタルの概要

エキスパンドメタルとは、金属板をエキスパンド製造器によって千鳥状に切れ目を入れながら押し広げ、その切れ目を菱形や亀甲状に成形したメッシュ状の金属板をいう。一枚の板状のため網目がもつれたり、ほどけたりしない。



(出所) 株式会社 奥谷金網製作所



#### <ガス事業者のコメント>

- エキスパンドメタルによる方法は、ガス工作物の付近に新たな保安物件が建てられ離隔距離が確保できなくなる場合に、有効であると考える。

## (2) 保安物件からの離隔距離の内容

### ① 概要

ガス事業法・液化石油ガス法では、(1)で述べたとおり、ともにガス工作物・供給設備に関し、その外面から保安物件に対し、距離を確保することを求めている。一方で、具体的な離隔距離について、ガス事業法と液化石油ガス法では、以下の点に相違が生じている。

- ・貯蔵能力が1,000kg未満の容器・貯槽に関して、液化石油ガス法では(i)第1種保安物件に対して、容器・バルク容器にあつては「0m」、バルク貯槽にあつては「1.5m」、(ii)第2種保安物件に対して、容器・バルク容器にあつては「0m」、バルク貯槽にあつては「1m」であるのに対して、ガス事業法の簡易ガス事業者にあつては、(i)第1種保安物件にあつては「16.97m」、(ii)第2種保安物件にあつては「11.31m」としている。
- ・貯槽能力が1,000kg以上3,000kg未満のバルク貯槽に関して、液化石油ガス法では第1種保安物件・第2種保安物件に対して「7m」であるのに対して、ガス事業法の簡易ガス事業者では第1種保安物件・第2種保安物件に対して「16.97m」としている。
- ・バルク貯槽以外の貯槽に関して離隔距離は、基本的にはガス事業法と液化石油ガス法で整合的ではあるものの、障壁・水噴霧装置を設けた場合の離隔距離の短縮内容については、液化石油ガス法の方がより短い距離を可能としている。

なお、貯蔵能力が3,000kg未満のバルク貯槽に関する液化石油ガス法の保安距離は、各種実証実験等を行い、バルク貯槽の周辺で火災など異常事象が生じた場合であっても、十分に周囲の保安物件に対して被害をもたらすことのないよう、安全性を十分に検証した結果を反映したものであるとしている。

### <参考3> 現行のガス事業法と液化石油ガス法の保安物件からの離隔距離について

貯蔵種別	物件区分	保安距離 緩和措置	貯蔵能力					
			1,000kg未満		1,000kg以上3,000kg未満		3,000kg以上10,000kg未満	
			簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法
容器 (バルク容器を除く。)	第1種	緩和措置なし	16.97	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		障壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		障壁あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク容器	第1種	緩和措置なし	16.97	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		障壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		障壁あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク貯槽	第1種	緩和措置なし	16.97	1.5	16.97	7	16.97	16.97
		障壁等あり(※)	0	0	0	0	13.58	13.58
		埋設	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	1	11.31	7	11.31	11.31
		障壁等あり(※)	0	0	0	0	9.05	9.05
		埋設	0	0	0	0	9.05	9.05
貯槽 (バルク貯槽を除く。)	第1種	緩和措置なし	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97
		障壁あり	16.97	0	16.97	0	16.97	13.58
		障壁・水噴霧装置あり	13.58	0	13.58	0	13.58	13.58
		埋設	16.97	0	16.97	0	16.97	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31
		障壁あり	11.31	0	11.31	0	11.31	9.05
		障壁・水噴霧装置あり	9.05	0	9.05	0	9.05	9.05
		埋設	11.31	0	11.31	0	11.31	9.05

(※) 液化石油ガス法における貯蔵能力1,000kg未満のバルク貯槽にあつては、構造壁。

## ② 今後の方向性

第5回の本小委員会において検討したとおり、10,000kg未満の容器・貯槽は、液化石油ガス法の規制において十分検討したもの（特にバルク貯槽については、過去の実証試験等によって詳細に確認し、安全性を十分に検証した結果を反映したもの）としており、液化石油ガス法の保安距離を適用することで、簡易ガス事業に適応しても保安を維持できると考えられる。

そこで、特定ガス発生設備に係る容器・貯槽に関して告示改正を行い、(i) 1,000kg未満の容器・貯槽に関して、液化石油ガス法と同等の離隔距離とする、(ii) 1,000kg以上3,000kg未満のバルク貯槽に関して、液化石油ガス法と同等の離隔距離とする、(iii) バルク貯槽以外の貯槽に関して、障壁・水噴霧装置を設けた場合において、液化石油ガス法と同等の短縮内容とすることとしてはどうか。

<参考4>第5回ガス安全小委員会 資料2（平成26年6月25日）

### 3. 簡易ガス事業に係る保安のあり方【論点3】

#### (3) 技術基準

##### ①貯槽等

#### (b) 今後の方向性

10トン未満は、液化石油ガス法の規制において十分検討されたもの（特にバルク貯槽において過去の実証試験等により詳細に確認し、安全性が十分に検証された結果が反映されたもの）となっており、液化石油ガス法の保安距離を適用することで、簡易ガス事業に適応しても保安を維持できると考えられる。

#### <ガス事業者のコメント>

- ・バルク貯槽を設置した後に、保安物件ができ離隔距離が確保できなくなるケースが考えられる。液化石油ガス法で実績があるので、整合化してもらいたい。

### (3) 簡易ガス事業におけるガス主任技術者が兼任する場合の連絡に関し必要な事項

#### ① 概要

ガス事業法では、簡易ガス事業者が選任するガス主任技術者<sup>(※2)</sup>について、告示（ガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲）で定める範囲内において、他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることを可能としている（ガス事業法施行規則第33条第3項、第91条第2項）。

(※2) 一般ガス事業者が簡易ガス事業を営む場合も同様。

当該告示で定める要件の中では、特定製造所に、緊急時においてガス主任技術者等に連絡ができるように、①ガス主任技術者等の氏名、②常時勤務する事業場名、③その事業場及び自宅の電話番号その他の連絡に関し必要な事項を、公衆の見やすい箇所に掲示することを求めている。

他方、液化石油ガス法においては、一定数量以上の貯蔵能力を有する貯蔵設備に対し、その外部から見やすいように警戒標を掲げることを求めている（液化石油ガス法施行規則第18条第2号ホ、第53条第1号へ）。そして、当該警戒標への表示事項として、例示基準において①販売所の名称及び所在地、②貯蔵施設等の管理者の氏名、③貯蔵施設等の管理者の電話番号等としている。

すなわち、液化石油ガス法においては、事務所の電話番号を含む「管理者の電話番号」としているところ、ガス事業法においては、個人情報であるガス主任技術者等の「自宅の電話番号」まで掲示を求めており、両法令において差異が生じている。

## ② 今後の方向性

特定製造所に「自宅の電話番号」を求めている趣旨としては、緊急時において確実に連絡がつながるよう連絡先を掲示することにあるため、必ずしも掲示内容を特定個人の「自宅の電話番号」に限定する必要はないと考えられる。

そのため、ガス事業法において告示を改正し、「ガス主任技術者等の自宅の電話番号」の代わりに、事務所の電話番号を含む「ガス主任技術者等の連絡先の電話番号」を求めることとし、液化石油ガス法と整合してはどうか。

### <ガス事業者のコメント>

- ・自宅の電話番号の掲示までは不要と考えるので、良いことだと考える。